

社会福祉法人制度改革について

社会保障審議会福祉部会の審議経過

◎ 月2～3回程度開催し、年内を目途に取りまとめる予定。

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査 等
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表 等
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け(「社会貢献活動」含む) ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律(いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策 等
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の再編等の仕組み ● 複数法人による協働の仕組み 等
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け 等
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設職員等退職手当共済 等
■その他	

第1回
(8月27日開催)

第2回
(9月4日開催)

第3回
(9月11日開催)

第4回
(9月30日開催)
第5回
(10月7日開催)
※3～4回議論予定

社会保障審議会 福祉部会委員

部会長		田中 滋	慶應義塾大学名誉教授
部会長代理		宮本 みち子	放送大学副学長
学識経験者等		猪熊 律子 川井 太加子 関川 芳孝 藤井 賢一郎 堀田 聰子 松原 由美 松山 幸弘	株式会社読売新聞東京本社社会保障部部長 桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授 公立大学法人大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 上智大学総合人間科学部准教授 独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員 株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹
関係団体	福祉関係団体	高橋 英治 武居 敏 橘 文也 対馬 徳昭 福間 勉 藤野 興一	社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長 公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長 つしま医療福祉グループ代表 公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会会長
	資格関係団体	石橋 真二 鎌倉 克英 小林 光俊 高橋 福太郎	公益社団法人日本介護福祉士会会長 公益社団法人日本社会福祉士会会長 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 全国福祉高等学校長会理事長
	労使団体の代表	花井 圭子 柳川 純一	日本労働組合総連合会総合政策局長 日本商工会議所社会保障専門委員会委員 (ダイヤル・サービス株式会社 シニアマネージャー)
	地方公共団体の代表	黒岩 祐治 三好 昇	全国知事会社会保障常任委員会委員 (神奈川県知事) 全国市長会社会文教委員会副委員長 (江別市長)

(平成26年9月11日時点)

経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

<見直し後>

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

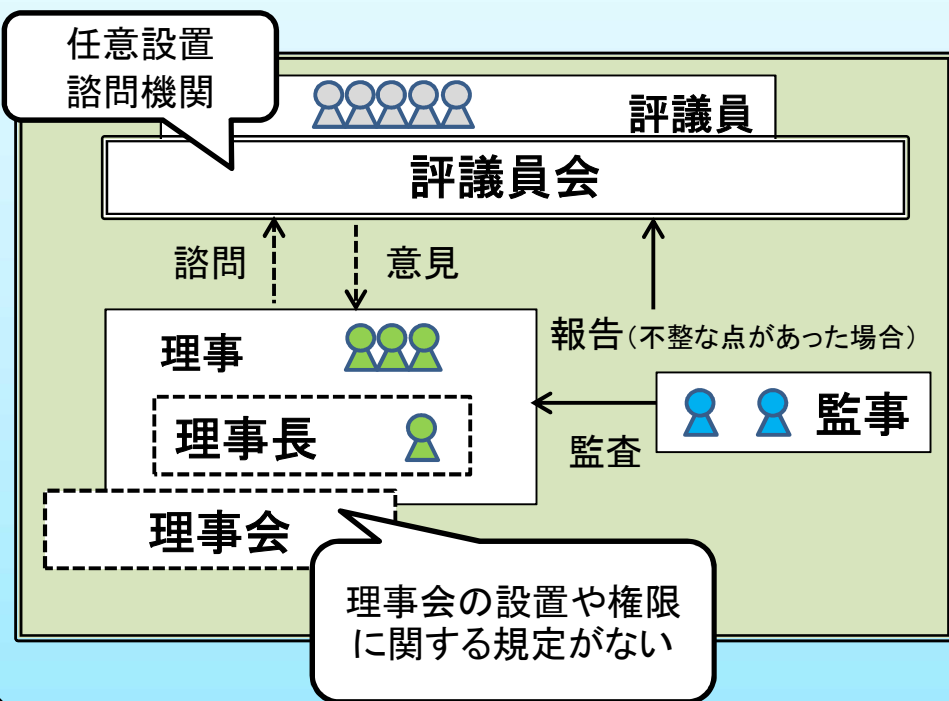
- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

(参考) 社会福祉法人の経営組織と公益法人の経営組織

社会福祉法人(現行)

○ 現行の社会福祉法人における経営組織の主な枠組みは以下のとおり。

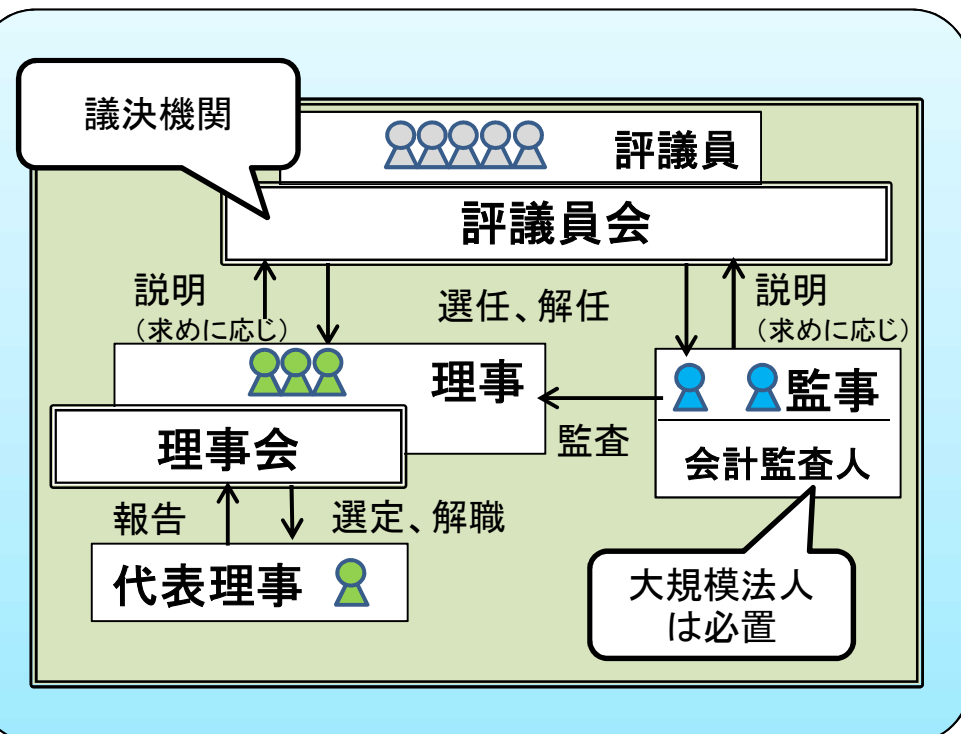
- ① 法令上理事長の規定はない。
※全ての理事が社会福祉法人の業務の全てについての代表権を有する(法第38条)。
- ② 法令上理事会の規定はない。
※法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決する(法第39条)。
- ③ 評議員会の設置は法令上任意。
※重要事項については、定款で評議員会の議決を要することができる(法第42条)。



一般財団法人・公益財団法人

○ 一般財団法人・公益財団法人は、以下のとおり、法令で、各機関の役割や責任を明記。

- ① 代表理事は、法人を代表し、業務を執行。
- ② 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う。
- ③ 評議員会の設置は必置とされ、議決機関として位置付けられている(定款の変更、理事等の選任・解任、役員報酬)。



運営の透明性の確保について

見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	—	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

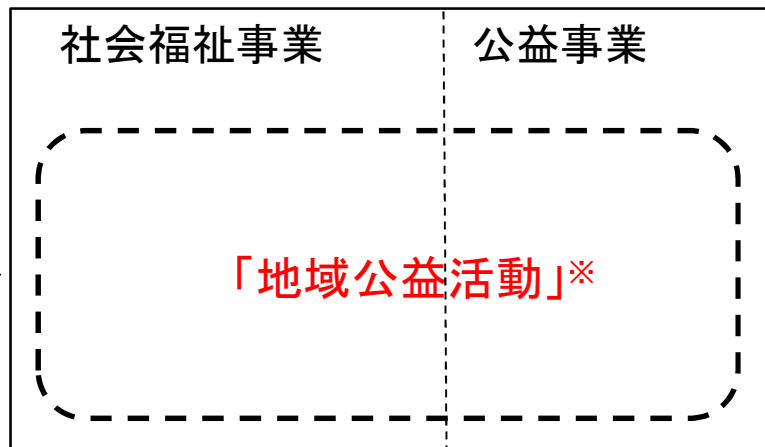
- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導する。【措置済み】
- 全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。【平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

補助金等の情報開示

- 社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。【平成26年度措置】
- 全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。【電子開示システムの構築にあわせて措置】
- 地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。【平成27年度措置】

役員報酬等の開示

- 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。【平成26年度措置】

調達の公正性・妥当性の確保

- 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。【平成27年度決算から措置】

経営管理体制の強化

- 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。【第三者評価のガイドラインは平成26年度措置、介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置、保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

所轄庁による指導・監督の強化

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。【平成26年度検討・結論、平成27年度措置】
- 経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分在先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

多様な経営主体によるサービスの提供

- 特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行（平成27年4月1日）に合わせて措置】
- 利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。【平成26年度措置】

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。【平成26年度上期措置】

社会貢献活動の義務化

- すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。【平成26年度措置】
- 社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】